

NACCSセンターに関するご意見・ご要望の募集(NACCS110番)に係る回答

提出日	ご意見・ご要望名 (タイトル)	ご意見・ご要望の具体的内容・理由	対応の概要	掲載日
2021/4/16	ご教示ください	<p>ナックスの係留施設等使用許可申請書について 「使用形態区分」で 「0 優先指定船でなく接舷船でもない」という区分はどのような場合に 選択するのでしょうか 当港は全ての岸壁に接舷して荷役をするので通常は「接舷船である」 を選ぶのが普通だと思うのですが、一部の代理店が 「0 優先指定船でなく接舷船でもない」を選びます。聞けば昔からそう やっているとのこと。 当港は割と固定した船社が使うだけなので実務上特に問題ないの ですが ナックスの区分の解釈の解説があるとありがたいです。</p>	<p>ご質問事項である「使用形態区分」の項目は、係留施設の使用形態にあわせて選択 するものとなりますので、係留施設等使用許可申請書の受理官庁である港湾管理者 様においてご判断されているものと認識しております。</p>	5月19日